大阪府環境影響評価条例第９条第１項の規定により知事に提出された

方法書についての環境の保全の見地からの意見の概要

１ 対象事業の名称

　　泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備事業

２ 条例第６条の規定による方法書の写しの縦覧期間

令和４年２月15日から３月14日まで

３ 条例第９条第１項の規定による方法書についての環境の保全の見地からの意見書の提出期間

　　令和４年２月15日から３月28日まで

４ 条例第９条第１項の規定により知事に提出された方法書についての環境の保全の見地からの意見書の提出者数　　４者

５ 知事に提出された方法書についての環境の保全の見地からの意見の概要

|  |  |
| --- | --- |
| １ | ○　新ごみ処理施設建設を想定している場所が現在大阪府営公園泉佐野丘陵緑地東地区の公園用地であることを明記すべきである。また、公園用地を産業用地に変更する記載がなく、その手続について触れていない。○　施設の位置を当初計画の泉佐野丘陵緑地に隣接する泉佐野市の土地から泉佐野丘陵緑地の東地区に変更することは自然環境や文化・景観に大きな影響を与えるものであり、その影響を軽減するため建設予定地の見直しを求めたい。建設予定地について、環境影響を比較のため他の案も提示すべきである。○　現在想定している建設計画は、大きなため池2か所（梨谷上池、梨谷下池）の位置に当たり、マルタニシやヒツジグサなど希少な生き物が生息していることが確認されているが、それを考慮した計画にはなっていない。この地区のため池は「大阪府レッドリスト2014」において希少な生き物が生息する「泉州ため池群」に選定されており、また、２つのため池は地元の農業にとってなくてはならぬものであり、地元住民に十分な説明がなされているか疑問である。○　大阪府の一人当たりの都市公園面積は全国で最低であり、大阪南部は府民の憩いの場となる公園が少ないことを配慮頂きたい。 |
| ２ | ○　施設位置の選定について、環境面からの複数案の比較を行うべきである。○　事業実施区域は「大阪府レッドリスト2014」においてランクBの泉州ため池群の範囲内にあり、かつ、ため池が存在することから、水生動植物の調査を実施すべきである。○　ごみ処理施設の建設の前に行う土地区画整理事業はアセスの対象外で、泉佐野市において独自の環境調査を実施し、その結果に基づき可能な範囲において環境配慮を行っていくとされているが、土地区画整理事業と本事業は一体のものと考え、方法書作成時点からの改変に伴う影響評価を行うべきである。○　哺乳類について、コウモリを対象とした調査が必要である。○　陸生動物について、ラインセンサス法、ポイントセンサス法、各種トラップ法などを実施するとあるが、実施地点・ラインを地図上に記載するべきである。 |
| ３ | ○　泉佐野市田尻町清掃施設組合の「新ごみ処理施設整備基本計画」（令和３年３月）において「地形は山地であり、地形勾配が急である」等と記載されている地理的条件の場所が第１候補地に選定されたことが理解しにくい。○　３次選定評価一覧において、「上之郷・日根野」が３位、「日根野」が４位とされ、「造成工事の施工性」の評価が低い「上之郷」を第１候補に選定したことについて、設定条件の説明が乏しく明瞭でない。○　ごみ収集車の運行ルートについて、施設入口は山地段丘の縁を通る道路であり、渋滞すると思われる。○　３次選定評価において「土地取得の実現性」の評価が◎となっているが、令和３年３月の「位置図」から大阪府保有の丘陵緑地公園用地（東地区）と重なる位置に事業計画地が変更されている。府が公園予定地を譲渡する方針なのか問われる。 |
| ４ | ○　大阪府民1人当たりの公園面積は全国で2番目の低さである。○　事業計画地が令和３年に出された「新ごみ処理施設整備基本計画」において設置場所となっていた丘陵緑地東地区の東側隣接泉佐野市所有地から大阪府営泉佐野丘陵緑地の東地区に変更されたことにより、緑が多い丘陵緑地東地区が公園でなくなり自然保全エリアが減少することを危惧する。○　泉佐野丘陵緑地は19番目の府営公園であり、府民･企業･行政等が協働して新しい公園づくりをすることとなり、府議会で都市公園として整備することが決定されて、今も創り続けている公園である。○　泉佐野市は泉佐野丘陵緑地の東西地区の産業集積用地への変更を大阪府に要請しているが、用地変更は決まっていない。なぜ大阪府は泉佐野丘陵緑地東地区に新ごみ処理施設を設置する前提で環境アセスメントを実施するのか説明を求める。○　既に決定している大阪府の泉佐野丘陵緑地を泉佐野市の産業集積用地に変更する理由はない。 |